

# 白河の関「関の森遺跡」の再評価 ― 内なる蝦夷の勘過施設として ―

眞保 昌弘

はじめに

歌枕としても名高い白河関は、菊多（勿来）・念珠とともに奥羽三関に数えられる。承和二年の太政官符には白河割とあり、『令集解』職員令大國条所引の釈説に割は「塹柵（とりで）の所」とされ、交通「検判の処」の関と異なる機能が考えられてきた。しかし、勘過<sup>〔註2〕</sup>への対応や配置上の原則からは、機能や性格の共通性が指摘されている。<sup>〔註3〕</sup>

奥羽における関の設置は、唐を中心とする冊封体制の外にわが国を位置づけ、独自の華夷思想を示すため未服従の民を蝦夷としたことと深く関わる。そのことは陸奥国など国家辺遠地域の国司職掌に、蝦夷に対し慕化来朝のための饗給、抵抗に対する征夷、情勢把握のための斥候が加えられ、徹底支配が行われたことから明らかである。そして、白河関が置かれた下野国との境は、国名由来ともなる東山道などの奥を意味する「道奥国」の始点として多賀城碑にも見え、地理的、歴史的にも重要な位置にある。

本論では、白河関跡に比定される関の森遺跡の再検討や類似遺跡との比較から、丘陵頂部のB地点で発見された

鍛冶工房跡を含む竪穴建物群、区画施設である柵列が九世紀前半から後半に計画的に配置された遺構群である可能性を指摘する。そして、征討と並んで実施された蝦夷の移配施策が三十八年戦争終結後、国内で騒乱や入京越訴など形をかえた抵抗として繰り返えされ、その対応策の一つとして承和二年に長門国関に準じた勘過が求められた白河関の一部を構成するものと考ええる。さらには柵列を伴う区画施設の類例が城柵やその周辺遺跡といった蝦夷と関わる施設で採用されることから特にこの時期活躍する蝦夷系豪族の存在をその背景にうかがうものである。

## 一 白河関の位置

白河関は二所の関と呼ばれ、元禄二（一六八九）年、松尾芭蕉の奥の細道の旅に随行した會良「旅日記」には、関跡とされる関明神（白坂）の後、古関とされる旗宿へ向かったとある。また、南部藩の「奥州道中増補行程記」には「今の関と上古の関と二筋、古より有之故、白川二所の関と申したり」とあり、二所の関を別地点としている。『白河古事考』では「旗宿村の首尾に関門二カ所設け、二重に嚴重にし、一ヶ所に二重に作りたる」、『白河風土記』にも旗宿村に上ノ関、下ノ関の存在が見え、旗宿一地点で二所の関とする。

寛政十二（一八〇〇）年八月、白河藩主松平定信は「図史詠歌又徴地形老農之言」を根拠に、空堀と土塁が残る旗宿の関の森を白河関とし「古関蹟碑」を建立する。定信著の「退閑雜記」には「一遍聖絵」との比較が記され、「図」が巻五―第三段の白河「関の明神」の場面であることがわかる。「一遍聖絵」は、実景描写とする研究が早くから示されているものの、「地方イメージ」の投影、建築物の「類型的表現」からも異論が多い。しかし、坂道の傍で関守を置く関屋の背景に描かれる水田と山並みの現地性は、想像としてのみでは片付けられないことも事実で

ある。

関の森は、栃木県境から北に約3kmにある(図1)。標高五三〇m前後の丘陵に囲まれた低地に南北一八〇m、東西一四〇m、標高四一四m、周囲との比高一三mの独立低丘陵(図2)を呈し、頂部平坦地には白河神社が鎮座する。南、北、西の三方は緩やかな斜面で広く開けるものの、東は急斜面でさらに東には丘陵が迫り、その間が狭い水田となっている。丘陵西裾には南から北に白川が流れ、『今昔物語集』巻二十六「付陸奥守人見付金得富語第十四」の小瓶いっばいの黄金を手に入れた「底が白砂の浅き小川」にも

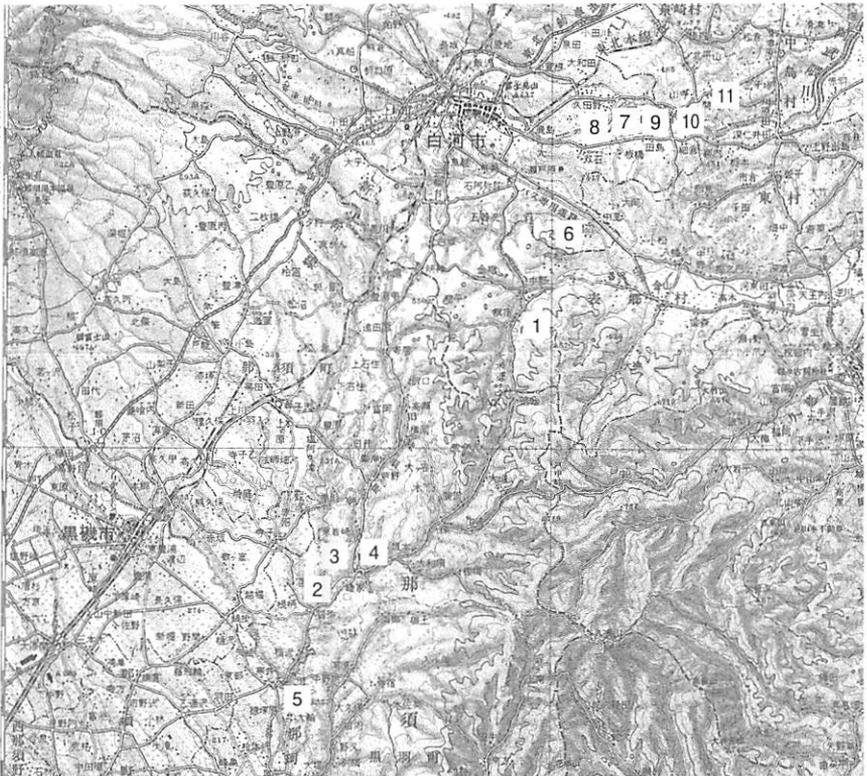


図1 関の森遺跡と周辺遺跡

1. 関の森遺跡 2. 長者平遺跡 3. 釈迦堂山 4. 飛倉山 5. 高館城 6. 関山  
7. 下総塚古墳 8. 舟田中道遺跡 9. 借宿麁寺跡 10. 関和久遺跡 11. 上町遺跡

比定されている。また、丘陵南部には堀切や土塁が認められ、中世の軍事的要害の地であることを示している。これらの諸条件や発掘調査の成果によって確認された二重に巡る柵列、「門」といった施設や「圍」といった辺境や防ぐなどを示す文字資料の出土から白河関跡として昭和四一年国指定史跡となっている。

## 二 古代交通路の比定

陸奥国白河郡へ通じる東山道に設置された下野国最後の黒川駅家は、釈迦堂山南側の方約二町程度の舌状台地上の丹渡戸長者平遺跡(図1-2)に比定されている。このことは文治五(一一八九)年七月、源頼朝による奥州藤原攻めの途次、宿所とした新渡戸駅を同所とする説(註7)からも肯定される。周辺の圃場整備以前の地籍図や現地の状況からは舌状台地を指す直線道が見え、台地の南側中央が地形的に二分され、その最奥部の人工的切込み部分を指向する。さらに釈迦堂山(図1-3)では北東に通過する直線的地割が廢道となって残存し、中世の釈迦堂跡の比定地がここに面することから、この道路痕跡が東山道と考えられている(註8)。また、伊王野地区で二番目に高い飛倉山(図1-4)は「遠見の郭」「飛の郭」「トビクヌラ」とも呼ばれ、南に高館城(図1-5)、北に白河関山(図1-6)を眺望できる。伊王野氏の居城である霞ヶ城本丸からは尾根伝いの連絡路が明瞭に残り、白河関周辺の「飛火」地名と共に、烽火の存在が指摘(註9)されている。これらのことから東山道は、伊王野から北東に葦沢を通過し、陸奥国に至るルートが有力となっている。

旗宿以北となる阿武隈川流域では、市街から十km下流付近が古代白河の中心地と考えられている。右岸の河岸段丘上には、古墳時代後期の下総塚古墳(図1-7)、豪族居館である舟田中道遺跡(図1-8)、白鳳寺院と考えら

れる借宿廢寺跡(図1-9)、対岸には白河郡衙である関和久遺跡(図1-10)、関連遺跡の上町遺跡(図1-11)がある。関和久遺跡の南を占める正倉地区では北辺のみ大溝による区画が認められないものの耕地整理以前の字切り図に盆どの川がみえ、区画に用いると共に郡衙に伴う運河としての機能が想定されている。<sup>(註1)</sup>正倉地区の中央から北方には、両側に側溝を伴う幅六mの道跡が二八〇m確認され、西側には道に面して八脚門や内部に二十棟前後の建物跡、東側には大型建物跡が認められる。「駅家」「厨」「水院」のほか「白」の墨書土器二十二点が出土し、院を構成する官衙ブロックとなる館や厨の可能性がある。この道跡は郡衙と国府を結ぶ「伝路」の可能性が指摘され、陸奥国内の交通の要である郡衙機能から至近に東山道の通過を想定できる。これらの下野国那須郡黒川郷と陸奥国白河郡の両地域を結んだ地点に旗宿関の森遺跡(図1-1)が位置することになる。



図2 遺跡地形図



図3 調査区位置図

### 三 関の森遺跡の調査

関の森遺跡の発掘調査は、昭和三四（一九五九）年から三八（一九六三）年までの五カ年、福島県教育委員会と白河市により実施された。正式報告は刊行されていないものの『関の森遺跡中間報告書』<sup>〔註12〕</sup>「白河市史」<sup>〔註13〕</sup>にまとめられており、さらに実見可能な資料により、今回検討を行った。

調査区はA～E地点まで設定され（図3）、A地点は南の空堀内郭、B地点は丘陵頂部にある白河神社の裏、C地点は神社北側の傾斜面と裾部、D地点は参道入口の古関蹟碑付近、E地点はA地点の空堀のさらに南側一帯となる。A地点からは掘立柱建物、空堀、土塁、B地点からは竪穴建物、鍛冶遺構のほか柵列、C、D地点からは柵列と門が確認されている。出土遺物は土師器や須恵器が多く、九世紀代を中心に七世紀、八世紀代、さらに十世紀代の赤焼き土器、十三世紀代のかわらげが出土する。このほか、縄文、弥生土器も出土し、遺跡が長期に及んでいることを示している。

ここで注目するのはB地点から確認された竪穴建物跡、鍛冶工房跡群、そして柵列である（図4）。グリットによる限定的な調査であるものの竪穴建物跡が十棟以上確認された。一号竪穴<sup>〔註14〕</sup>は、全面調査ではないものの一辺5mの隅丸方形となり、遺構確認面から深さ1mで床面へ至る。柱穴は四隅とその間の壁際に認められ、壁立構造による竪穴建物と考えられる。柱間隔は、東西2m以上、南北2m弱と東西棟の可能性がある。北壁際に石を組み立て、粘土で覆ったカマドが壁柱穴を意識して設置され、「大室」の墨書土器二点が出土する（図5上）。広い底部から体部は立ち上がり、九世紀前半の様相がうかがえる。二号竪穴は、一号同様隅丸方形で東西7m、南北5mと東

西に長い。一部の調査であるが、東辺壁際に主柱をもち、壁立構造の竪穴建物と考えられる。東面壁際にカマドがあり、「圍」の墨書土器が出土する(図5中)。土器は大振りで深く、底径はやや小さく、概ね九世紀中葉以降の特徵と考えられる。三号竪穴は、規模は不明だが深さ約三〇cmの隅丸方形となる。床面中央に四個の石で方形の炉が作られ、東南隅には角礫が敷き詰められる。竪穴周辺からは鉄釘、鉄鏃などの鉄製品、土師器や須恵器のほか灰釉陶器が出土する(図5下)。現存資料の椀には、灰釉を体部に刷毛塗りした痕跡が残り、K90号窯式と考えられることから九世紀後半を中心とする時期に位置付けられる。このほか詳細は不明だが、隅丸方形の竪穴住居で九〇cmの深さから木炭や鉄釘、鉄片、砥石が出土するもの、粘土や鉄塊などの出土遺物を囲むように東西三間×南北二間の掘立柱建物も確認されている。四号竪穴鍛冶遺構は、七m×五mの東西に長い平面形をもち、中央の一条の土ひと呼ぶ高まりにより竪穴を二房に区画している。西房には中央に方形の炉があり、木炭が充滿し、周辺には焼土が散乱する。南よりの土ひにカマドが設置され、焼けた石が散乱する。東房は西房より規模が小さく、焼土、木炭片を混じえた床面は、凹凸が甚だしい。東辺壁際には南北に並ぶ柱列が見られる。北辺の壁際には、径一mの赤色の焼土塊があり、焼土中からフイゴ羽口二本が出土する。南壁付近からは粘土塊数個が出土し、鉄製品生産のための鍛冶遺構と考えられている。

竪穴建物群と鍛冶遺構には重複が認められ、土器の年代が九世紀前半から中葉、一部後半となることも合致する。しかしながら主軸を揃え、一定の間隔をもち、中央に空間地を共有するなど整然とした配置が指摘されている<sup>(註5)</sup>。そして、いずれも東西に長い平面形をもち、カマドを持つものの壁際に壁柱穴が並ぶ壁立構造の竪穴建物と考えられる。床面までの深さが一m近いものがあり、床面中央には石で囲んだ焼成施設や焼成土坑も認められる。これらの遺構を中心に鉄塊が数多く出土し、鉄鏃、鎌、紡錘車、釘、砥石も出土する。また、墨書土器には、「門」

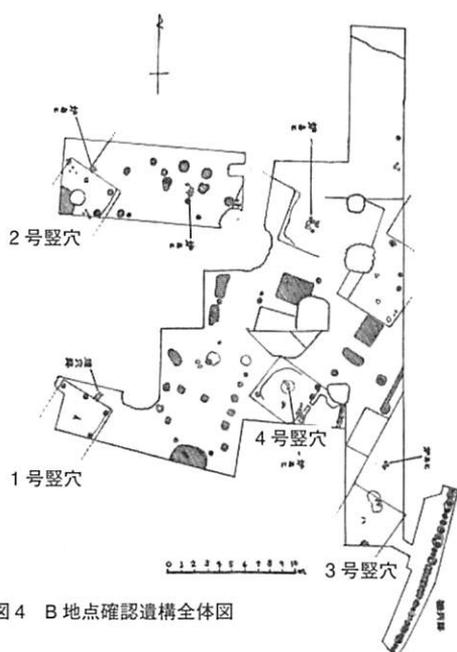


图4 B地点確認遺構全体図

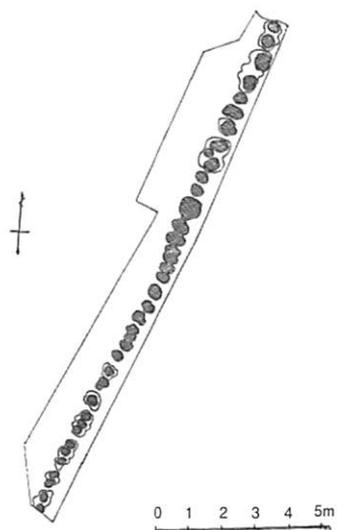


图6 柵列確認状況



图5 出土土器

「圍」「厨」「司」など関の施設や機能に関わるもの他に「大室」「定」「万」「舟」「古」「こか乃」がある。「正八」は刻書土器となる。辺境や防ぐの意味がある「圍」と共に、「門」は本遺跡の性格を示し、白河関の有力な根拠となっている。十棟前後の竪穴建物から六十五点にも及ぶ多数の墨書土器、円面硯、墨痕の残る転用硯、さらには灰釉陶器が出土するなど一般的な集落や工房との違いを際立たせている。

柵列は、遺跡の各地点で確認され、丘陵との位置関係からC地点を外柵、B地点を内柵として理解されてきたが、明確な時期は明らかにはなっていない。形状からC地点の柵列は、柱間一・五mとなるものが多いのに比べ、B地点で確認された柵列は、列状に連続するという明瞭な違いがうかがえる。連続する柱列には共有する溝状の掘方を持ち、径二〇〜三〇cmの円形、角形の柵木が約一〇cm間隔と密接し、四〇本近くが認められる。調査では丘陵頂部東端にそって直線状に一五mほど確認され、さらに南北に伸びるものと考えられる(図6)。竪穴建物や鍛冶遺構とも重複せず、一定の間隔を持ち、主軸を揃えた配置は、柵列がこれらの遺構の区画施設である可能性が高く、後述する類似遺跡の事例からも計画的に構成された遺構群と想定するものである。

#### 四 類例との比較

柵列は、古代の区画施設として溝状の掘方内に角材あるいは丸太材を密着させるように立て並べた構造をもつものである。弥生時代にはすでに認められ、畿内においても官衙関連施設で飛鳥時代末から奈良前葉に確認されている。昭和五、六年の払田柵、城輪柵の調査で確認され、国府や郡衙などの外郭施設と異なる最大の特徴として城柵の軍事的な外郭施設の代表的存在となっている。宮城県栗原市入の沢遺跡では、古墳時代前期にさかのぼる例がみら

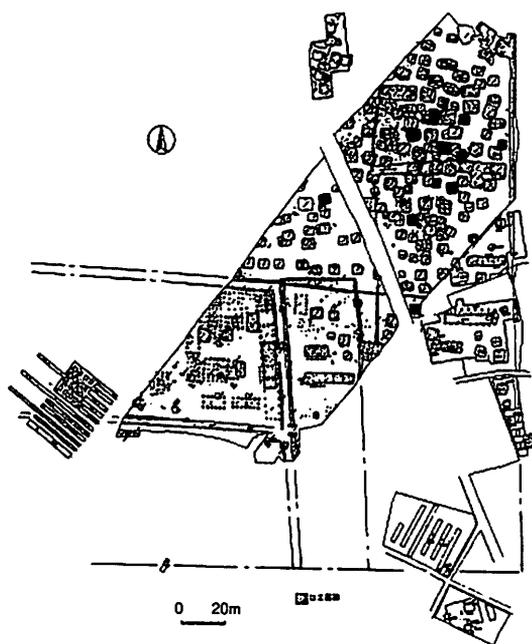


図7 鹿の子C 遺跡遺構配置図 三期 (9世紀前葉)

の越遺跡の外郭、町割りなどでも八世紀後半代に認められる。このほか徳丹城でも大規模区画施設として認められる。主に阿武隈川以北の城柵官衙や関連遺跡で認められるものの例外として亘理町の三十三間堂遺跡での採用があげられる。

鍛冶遺構としては泉崎村の白河郡衙関連遺跡である関和久上町、郡山市の安積郡衙である清水台遺跡、郡山Ⅰ期官衙でも官衙創建段階に鍛冶炉を伴う工房特有の横長プランの遺構が確認されている。このような例は茨城県鹿嶋

れ、七世紀中葉の郡山遺跡Ⅰ期官衙で施設の内、外部の区画として採用される。また、囲郭集落とされる長町駅東遺跡、一里塚遺跡、山王遺跡、権現山・三輪田遺跡、南小林遺跡、赤井遺跡でも大溝とセットになって認められる。郡山遺跡Ⅰ期に続くⅡ期官衙でも直径三〇cmのク  
リ材が掘方を伴い、地中二m近く埋没された状態で確認されている。その後の国府である多賀城でも外郭施設を築地と変化させつつも低湿地となる南辺外郭施設の一部で採用され、この状況は新田柵跡も同様で東辺低湿地帯は柵列となる。桃生城政庁では他辺が築地、土塁であるのに南辺の外郭施設に柵列が採用されるほか、壇

市の春内遺跡でも認められ、長大な竪穴遺構内に複数の鍛冶炉が認められ、鹿嶋郡成立期の集約的な鉄製品生産が行われたことがわかる。茨城県石岡市にある鹿の子C遺跡では、全体を二六〇mに及ぶ溝で囲み、竪穴建物跡二〇六、連房式竪穴建物跡五、掘立柱建物跡三十三、工房跡二七が認められる(図7)。南西部は一辺一三〇mの二重区画溝内に二〇棟ほどの掘立柱建物跡からなる「官衙ブロック」、その東から北側にかけては多数の竪穴建物跡や工房跡が確認される「居住・工房ブロック」がある。鍛冶炉を伴う遺構には竪穴遺構二二基、竪穴建物跡一三軒、連房式竪穴建物跡四棟、掘立柱建物一棟があり、当初は、官衙ブロック内とその周辺を中心に全長五五mの1号連房式竪穴建物跡を含む三棟の連房式竪穴建物跡や長大な工房跡が整然と配置される。北東隅では竪穴建物ほどの規模の鍛冶工房跡が雑然と配置され、時期も下る傾向がある。工具、農具、武器、武具などの鉄製品はもちろんのこと、漆紙文書や工房内での製作を示唆する「矢作家」「大刀」「鞘作」をはじめ二四八点に及ぶ墨書土器の出土も本遺跡の性格を特徴づけている。八世紀後葉に成立し、九世紀中葉の終焉期まで四期継続し、八世紀末葉頃〜九世紀前葉の二、三期が盛期となる。時期や規模、配置、遺構などから蝦夷政策という非常時における武器武具類を緊急に量産するための常陸国府に伴う官営工房と考えられる。春内遺跡と鹿の子C遺跡の遺構には共通性が認められ、郡衙に伴う工房の技術が国府工房として管理施設を伴う大規模区画施設内に集約されるものと考えられている。

整然とした区画施設を伴う鍛冶工房は、秋田城跡の政庁から外郭東門に至る東大路の南北の大畑地区でも確認されている。大路の北側では、八世紀代に竪穴状鍛冶工房が現れ、八世紀末から九世紀初め以降に、門を伴う材木堀により東西六九m、南北二九m以上で区画され、内部に南北棟の竪穴工房(鍛冶工房)が東西に二列並置される(図8)。代表的なS I 593 Bは西列にあり、東西約七・五m、南北約一五m、深さ七〇cmの長方形で床面には、炉のほか焼土や炭化物が認められる。東南コーナーではフイゴ羽口を装着した痕跡をもつ鍛冶炉が確認されると

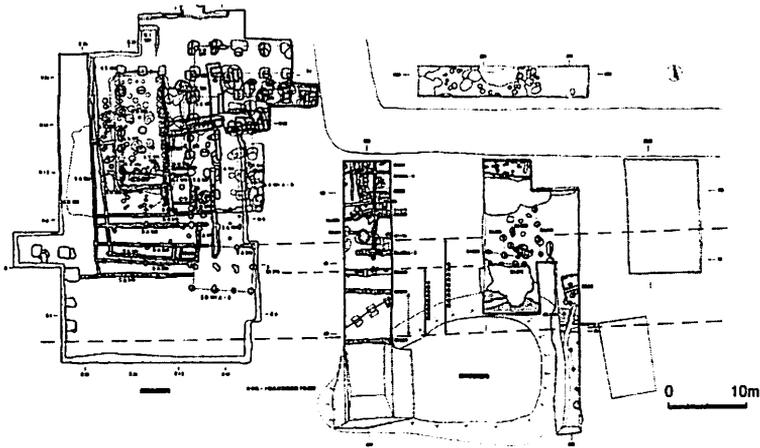
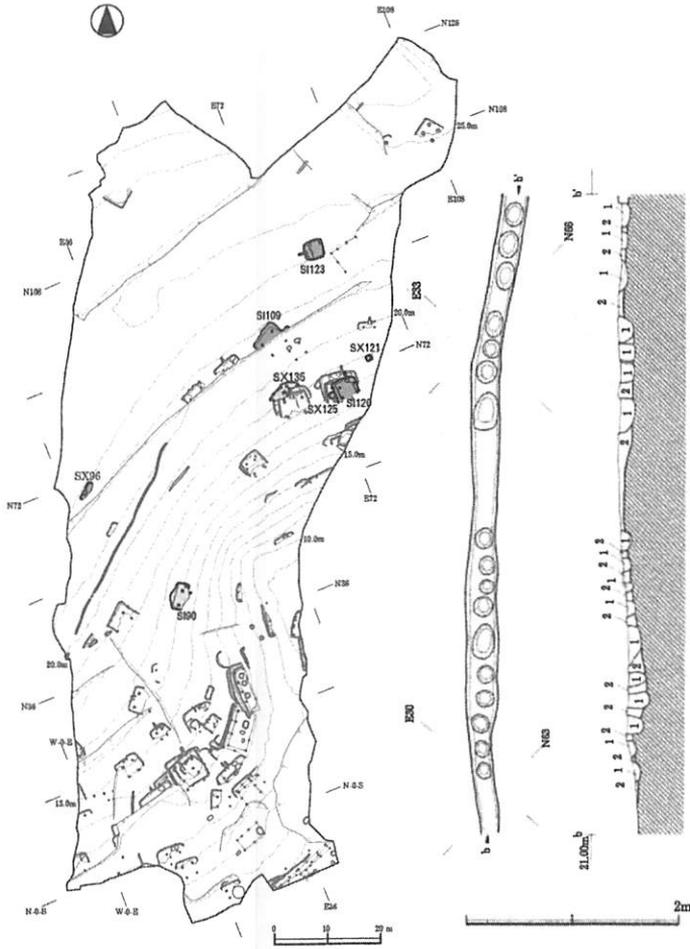


図8 秋田城大畑地区鍛冶関連遺構平面図

もに鉄滓や鉄片が出土する。周囲には掘立柱建物も配置され、東西両列ともに時期ごとに規模は異なるものの、同位置で九世紀第三四半期まで竪穴状鍛冶工房が継続する<sup>(註5)</sup>。大路南側でも九世紀前半から中頃にかけて、竪穴状鍛冶工房二棟が並置して掘立柱建物を伴った規則的配置がみられ、鍛冶工房が整備充実すると共に生産施設を管理する官衙施設としての機能が想定されている。出土品としては鉄製品のほか漆紙文書、非鉄製小札甲、灰釉緑釉陶器が出土する<sup>(註2)</sup>。秋田城郭内で一定エリアにまとまった継続的な工房が営まれる事例は、東北地方の城柵官衙遺跡において数少ない事例となる。

桃生城跡北1kmの角山遺跡では、丘陵頂部から南東の斜面にかけて奈良から平安時代にかけて竪穴住居跡や鍛冶関連遺構、竪穴状遺構のほか、柵列跡が確認されている(図9)。竪穴住居跡は六世紀後半から十世紀代、鍛冶関連遺構は九、十世紀代に認められ、蝦夷による桃生城の襲撃が西から受けたものであることから柵列を西に配した可能性がある。柵列は溝状の掘方をもち、他の遺構との切り合



Ⅲ期：9世紀～10世紀前半頃

図9 角山遺跡遺構配置図

いはなく、南西から北東方向に直線的に四五m確認される。七、八世紀代の竪穴住居跡に関わるものと想定されているものの年代については明確ではなく、鍛冶遺構群に伴なう可能性もある。代表的な鍛冶遺構としては、九世紀初めから前葉のSX二二五は、長軸一・一m以上、深さは一五から二〇cmの断面皿状で壁面が赤変する。九世紀後半から十世紀前葉のSX二二一は長軸一m、短軸七〇cm、深さ三〇cmの隅丸方形で壁面が赤変する。このほか、一〇世紀代のSX25は竪穴状遺構に掘立柱建物が伴い西側のみ残存するもので、南北一〇m以上、東西四m以上、深さ三〇cmある。柱は四間×一間で内部に直径九〇cmの炉三基が認められる。

また、SX135は北側のみ残存するもので、東西五・七m、深さ二〇cmの不定形の竪穴状遺構となる。床面には炉が一基あり、不規則な柱穴で、羽口と鉄滓が出土する。さらに丘陵下部の水田跡からも平安期と考えられる墨書土器が出土し、鍛冶工房群とはほぼ同時期の墨書土器などの文字資料の存在がうかがえる。<sup>註22)</sup>

北東北地方から北海道にかけて九世紀後半以降に成立する集落に居住域の全体、あるいは一部を自然地形に即して土塁・堀・柵列などの材木塀で圍繞、あるいは区画、分断する事例がうかがえる。構成は竪穴建物を主として掘立柱建物を伴う場合があり、特に製鉄・鍛冶といった施設が集落内に認められる。最も古い九世紀後半の事例となる秋田県上野遺跡では、台地縁辺に沿って材木塀列(柵列)が巡り、内部に竪穴建物と掘立柱建物からなる居住域が形成されている(図10)。カマドをもつ竪穴内には鍛冶炉が設置され、住居兼鍛冶工房となる。掘立柱建物には



図10 上野遺跡遺構配置図

一面、二面構造の廂なども採用され、秋田城などの城柵が北方の蝦夷社会に及ぼした影響と考えられている。<sup>(註25)</sup>

大規模な区画溝内に管理施設とともに大型、小型の鍛冶遺構群による国府工房と考えられている鹿の子C遺跡のほか、城柵では秋田城跡でも材木塚による区画施設内に管理施設を伴う鍛冶工房遺構がみられた。さらに城柵周辺の角山遺跡や秋田城などの城柵の影響を受けた蝦夷集落遺跡である上野遺跡でも地形に沿った材木塚（柵列）などによる区画施設内での鍛冶関連施設の存在がうかがわれた。これらの類似遺跡からも関の森遺跡の鍛冶遺構と関連する竪穴建群、掘立柱建物や柵列により区画されるなど同一時期の計画的な遺構群であることが想定され、城柵が設置されず外郭施設に柵列などが認められない阿武隈川以南で、さらに板東との境である白河での特徴的な事例とすることができると考えられる。

## 五 白河郡の歴史的位置

陸奥国南部となる白河郡周辺は、養老二（七一八）年五月に陸奥国より分割される石背国に属し、中央集権的国支配の展開がいち早く進められた。しかし、養老四（七二〇）年九月の陸奥国按察使上毛野朝臣广人、神亀元（七二四）年三月の大掾従六位上佐伯宿禰屋麻呂の殺害といった度重なる蝦夷の乱は、このような国家支配の北進に対する抵抗と考えられる。乱を契機に陸奥国の支配は軍事基盤の強化に向けて大きく転じ、この施策を神亀元年体制と呼んでいる。それに伴う多賀城や多賀城廢寺の造営と共に北部の蝦夷最前線となる城柵官衙寺院では同范となる多賀城様式瓦が採用される。そして神亀五（七二八）年四月に設置される白河軍団を契機として白河郡でもこの系統の瓦が採用されることになり、陸奥国の北と南で同様の展開が図られたことがうかがえる。<sup>(註26)</sup> 宝亀五

(七七四) 年七月の陸奥国海道蝦夷の乱により桃生城西郭が破られ、続く宝亀一一(七八〇)年三月の伊治公皆麻呂の乱への征夷の中、賊に囲まれた鎮守府副將軍の百濟王俊哲が桃生白河等郡神一一社に祈ると難から免れ、同年十二月に諸神を官社とする申請が『続日本紀』にみえる。直接戦乱とは関係をもたない白河郡神がそこに列挙されることになる。さらに弘仁二(八一二)年までの三十八年間の征夷事業も徳政相論により終焉を迎えると、同年に陸奥国の海道十駅を廃止し、常陸国府から陸奥国白河郡の東山道まで新たに駅路が設置され、坂東諸国から陸奥国への入り口が一元化されることになる。このように白河郡は、軍事、祭祀、交通などにおいて蝦夷最前線地域と軌を一にした重要な役割を担っていることがわかる。

わが国の蝦夷施策としては、征討と共に国家側に投降した蝦夷たちの勢力を弱体化させるため諸国への移配を行った。神亀二(七二五)年の初見以後、宝亀七(七七六)年、弘仁二(八一二)年に確実な例がみえる。陸羽両国に留め置かれた蝦夷も相当数いたものの、大規模な征討事業の後に諸国への移配が行われ、俘囚と呼ばれることになる。本格化するのは延暦以降であり、延暦一三(七九四)年、二〇(八〇二)年、弘仁二(八一二)年の三回は大規模なものとなっている。<sup>註27</sup> 蝦夷移配は、将来的には調庸民化を期待するものであったが、延暦一七(七九八)年以降、処遇を改める基本的法令が相次ぐことになる。方針転換には国家の強制移配に、当初より望郷の念などからの不満が騒動や紛争、さらにはそれを自ら解決するための入京越訴に結びつき、強固に抵抗を続ける俘囚の姿がうかがわれる。<sup>註28</sup> このような奥羽、坂東諸国の蝦夷・俘囚に関わる騒乱状況から、白河関、菊多関において取り締まりの強化として承和二(八三五)年十二月三日の太政官符がある。

太政官符

応<sub>レ</sub>准<sub>二</sub>長門国関<sub>一</sub>勘<sub>レ</sub>過<sub>二</sub>白河菊多割<sub>一</sub>事

右得<sub>二</sub>陸奥国解<sub>一</sub>備、檢<sub>二</sub>旧記<sub>一</sub>、置<sub>レ</sub>刻<sub>二</sub>以来、于<sub>レ</sub>今四百余歳矣。至<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>越度<sub>一</sub>、重<sub>レ</sub>以<sub>二</sub>決罰<sub>一</sub>。謹<sub>レ</sub>檢<sub>二</sub>格律<sub>一</sub>、無<sub>レ</sub>見<sub>二</sub>件<sub>一</sub>刻。然則雖<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>所<sub>レ</sub>犯<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>可<sub>二</sub>輒勘<sub>一</sub>。而此国俘囚多<sub>レ</sub>数、出入<sub>レ</sub>任意。若不<sub>二</sub>勘過<sub>一</sub>、何用<sub>レ</sub>為<sub>レ</sub>固。加以進<sub>二</sub>官雜物<sub>一</sub>触<sub>レ</sub>色<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>数、商旅之輩<sub>レ</sub>窃<sub>レ</sub>買<sub>レ</sub>將去。望<sub>レ</sub>請、勘<sub>レ</sub>過<sub>二</sub>之事、一同<sub>二</sub>長門<sub>一</sub>。謹<sub>レ</sub>請<sub>二</sub>官裁<sub>一</sub>者。權中納言從三位兼行左兵衛督藤原朝臣良房宣、奉<sub>レ</sub>勅、依<sub>レ</sub>請。

承和二年十二月三日

長門国の関に準じる白河菊多関での勘過実施が認められた記事である。勘過の対象としては多数の移配蝦夷である「俘囚」の「出入任意」と「商旅之輩」が「進官雜物」とすべき北方の特産物を「窃買將去」することが記され、俘囚が意のままに関を出入りしている実態をしめしている。<sup>(註29)</sup>

また、翌日の記事として『続日本後紀』承和二（八三五）年十二月四日条がある。

夷俘<sub>レ</sub>出境、禁制<sub>レ</sub>已久。而頃年<sub>レ</sub>任意、入京<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>徒。仍<sub>下</sub>官符<sub>一</sub>、謹<sub>レ</sub>責<sub>二</sub>陸奥出羽按察使并国司鎮守府等<sub>一</sub>。

按察使、国司、鎮守府に対して、夷俘<sup>(註30)</sup>が盛んに入京していることを譴責したものである。先の太政官符の翌日の日付となり、国境である関を意に任せて出入りする夷俘が以前から問題視され、それに伴う譴責と考えられ、関での勘過強化が喫緊の課題として求められていたことがわかる。

その後も、元慶二（八七八）年三月の出羽国での元慶の乱をはじめ、貞観一七年（八七五）五月に下総国で、翌六月に下野国でも俘囚八九人を殺害捕縛し、七月にも投降した四人を合わせ三十一人の俘囚の殺害がみえる。さらに元慶七（八八三）年二月、上総国市原郡で俘囚三十余人の乱が起きている。「延喜式」主税式には三五か国で俘囚料が計上され、肥後一七五〇〇、近江一〇五〇〇束を除くと、陸奥国に隣接する下野国、常陸国がそれぞれ一〇〇〇〇束と他国に比べて負担が大きく、多くの移配蝦夷が坂東諸国に居住していたことがうかがえる。

元慶四（八八〇）年九月五日の太政官符には「レ応禁断諸人濫入関門事」として承和二年の勘過強化から時が経ち、このごろ遊蕩の輩が関の往還をほしいままとし、吏民の煩擾に厳正に対処するものの効果が上がらず再び厳正な勘過が望まれている。関を挟んでの騒乱や関を越えての越訴、商旅が止まなかった状況がうかがえ、このような社会的不安定要素は、やがて東国の乱などへ至る一つの要因と考えられている。

このような征夷終了後も形を変えながら引き続く不安定な辺境や移配蝦夷支配の担い手として活躍を見せたのが蝦夷系豪族である。承和年間に集中して「逆類に従わず」「勲功あり」という理由で、俘囚に外五位を授与する例が見え、奥郡の支配や騒乱の鎮静化において、彼らの保有する武力を国家側が積極的に利用したものと考えられている。（註31）

関の森遺跡で確認された鍛冶に関連する竪穴建物、鍛冶工房、掘立柱建物跡などの遺構は、整然と配置され、柵列により区画された計画的な造営の可能性が考えられる。類例としては秋田城などの城柵遺跡や桃生城廃絶後その周辺遺跡となる角山遺跡、さらには秋田城などの城柵と関わる上野遺跡をはじめとする蝦夷系社会の中にも強く影響を与えているの中に見いだすことができた。高橋は北東北地方での秋田城や払田柵をモデルとして成立する外郭施設を巡らせる遺跡が、城柵機能の実質的な低下、停止段階で登場する背景には、律令側・城柵が担っていた「権

力」を引き継ぐ「正当性」あるいは「象徴性」の誇示が期待されたと指摘し、その背景を的確に捉えている。この種の施設の有効性を最も認識しえた側に蝦夷が位置付けられ、関の森遺跡での外郭施設を含む鍛冶遺構群の造営にこの時期に活躍をみせる蝦夷系豪族をその背景にうかがうことを可能なものとしている。以上のことから陸奥国の最も南、下野国との国境における柵列による区画施設を伴う竪穴建物や鍛冶工房による遺構群の存在は、征討後に顕在化した俘囚の度重なる騒乱や入京越訴、越境商業活動の取締りの必要性のために勘過などの関強化がはかられた時期に該当し、各種武器武具の製作に関わり、文字資料、硯など官衙的な機能を持ち合わせた施設として、城柵など蝦夷施策とかかわる蝦夷系豪族などが設置に関与した遺跡である可能性が指摘できるのである。

### おわりに

関の森遺跡の資料を再検討し、B地点で確認された九世紀前半から後半にかけての鍛冶工房や関連竪穴建物群、掘立柱建物の整然配置と柵列による区画施設が計画的な造営となる可能性を積極的に評価し、これらの遺構が承和の太政官符にみる勘過の強化がはかられた白河の関の機能の一部を構成するものと考えてきた。さらにこれらの遺構群が、城柵や蝦夷社会でも採用された遺構群との類似性から白河での採用にこの時期盛んに活躍する蝦夷系豪族の存在についてもふれてきた。限られた資料から推論を重ねたため、残念ながら具体的な機能や役割についてはふれることが叶わなかった。今後は、遺跡の重要性を鑑み、調査から五十年を経過することからも、再度調査が実施され、関の全容が明らかにされることに期待したい。さらには承和三（八三六）年正月の「陸奥国白河郡従五位下敷十等八溝黄金神」「続日本後紀」にみえる八溝山は、この関に至近で交通至便となることから、遣唐使を経済的

に支えた陸奥国産金との関連についても説明が待たれる。いずれにしても古代陸奥国の入口にあたる白河は、歴史的にも地理的にも重要であることをあらためて認識することができるのである。

本稿を草するにあたり石井洋光、井野和哉、佐藤敏幸、鈴木功、鈴木一寿、柳沼賢治各氏より、種々有益なご助言、ご助力をいただいた。文末ながら記して感謝するものである。

## 註

- 1 従来から関としての呼称が一般化されていることから、ここでも「関」の用語を用いる。
- 2 関における勘過とは、通行証である過所等の文書により、行人の名前、従者、携行品、通行理由や目的地、指定経路などを確認するもので、さらに通行者が本人であるか、所持品が記載内容とちがっていないか、本人への検問が行われたと想定される。(永田英明「通行証」「文字と古代日本3 流通と文字」吉川弘文館二〇〇五)
- 3 館野和己「関と交通檢察」「日本古代の交通・交流・情報1 制度と実態」吉川弘文館二〇一六
- 4 金井清光「二遍聖絵」の文字」「時衆と中世文学」東京美術一九七五
- 5 黒田日出男「朝日百科日本の歴史別冊歴史を読み直す10 中世を旅する人々―「二遍聖絵」とともに―」朝日新聞社一九九三
- 6 藤井恵介「絵巻物の建築図は信頼できるか―「二遍上人絵伝」の寺院・神社図を通して考える―」「絵巻物の建築を読む」東京大学出版会一九九六
- 7 蓮見長・蓮見暹「増補那須郡誌」一九八八
- 8 木本雅康「下野国那須郡を中心とする古代交通路について」「歴史地理学第148号」歴史地理学会一九九〇
- 9 栃木県教育委員会「推定黒川駅家跡現地調査報告」「那須と白河―接圏の地 東山道、そして関―」第19回企画展 栃木県立なす風土記の丘資料館二〇一一
- 10 福島県教育委員会「関和久遺跡」一九八五

- 11 鈴木啓「南奥ふくしまの古代通史」歴史春秋出版社二〇〇九
- 12 白河市教育委員会「白河関跡「関の森」発掘調査中間報告」一九六一
- 13 白河市「白河市史第四巻資料編1自然・考古」二〇〇一
- 14 遺構番号は⑫による。
- 15 註⑫による。
- 16 佐藤敏幸「陸奥の城柵の構造―遺構の構成―」『宮城考古学第11号』二〇〇九
- 17 川井正一「茨城県鹿の子C遺跡についての覚書」『古代東国の考古学』大金宣亮氏追悼論文集 慶友社二〇〇五
- 18 阿久津久「郡衙工房にみる鉄器生産について―茨城県鹿嶋市春内遺跡を中心として―」『喜谷美宣先生古稀記念論集』喜谷美宣先生古稀記念論集刊行会二〇〇六
- 19 掘方内での木材の残存状況から形状が明らかでない場合もあるが、材木列においても基本的な機能や意識は同様と考えられる。
- 20 秋田市教育委員会「秋田城跡（秋田城跡調査事務所年報2006）」秋田城跡調査事務所二〇〇七
- 21 伊藤武士「秋田城跡―最北の古代城柵―」日本の遺跡12 同成社 二〇〇六
- 22 宮城県教育委員会「角山遺跡」―三陸縦貫自動車道建設関連遺跡調査報告書Ⅳ―宮城県文化財調査報告第2000集二〇〇五
- 23 高橋学「囲郭集落の系譜―出羽国城柵が北方の地域社会におよぼしたもの―」『北方世界の考古学』すいれん舎二〇一〇
- 24 養老四年の蝦夷の乱以後、石城石背二国を陸奥国に再編して広域陸奥国を復活させるとともに、前線にあたる辺郡地域に坂東諸国などから物資や人員を組織的に導入し、城柵官衙などの支配機構を大幅に整備する。一方で、調庸制の停廃、勸農、軍事教練、舍人や衛士仕丁の本国帰還を組織的に実施し、坂東を含めて征夷の兵士が挑発される動きが読み取れる。多賀城が成立する神亀元年前後に、この体制が一応の完成をみることから神亀元年体制と呼ばれる。（熊谷公男「養老四年の蝦夷の反乱と多賀城の創建」『古代における北方交流史の研究』国立歴史民俗博物館研究報告第84集二〇〇〇）
- 25 多賀城様式瓦とは、八葉蓮花文鏡瓦、手描き重弧文字瓦、粘土紐巻き有段男瓦、分割後に二次的成形をもつ女瓦を含めた総称であり、瓦当文様、形態、製作技法など全国的にみてもきわめて特異な特徴をもち、多賀城成立以後、東北地方の主要な様式として確立する。（須田勉「多賀城様式瓦の成立とその意義」『国士館大学文学部人文学会紀要37』二〇〇五）

- 26 眞保昌弘「古代国家形成期の東国」同成社二〇一七
- 27 熊谷公男「蝦夷移配策の変質とその意義」『9世紀の蝦夷社会』高志書院二〇〇七
- 28 鈴木卓「蝦夷の入京越訴」『9世紀の蝦夷社会』高志書院二〇〇七
- 29 註28に同じ。
- 30 夷俘とは、本来の部族的集団性を保った状態にある「蝦夷」と集団から切り離された移配蝦夷である「俘囚」を含めた総称と理解している。
- 31 鈴木拓「古代陸奥国の軍制」『古代東北の支配構造』吉川弘文館一九九八
- 32 註23に同じ。

#### 図版典拠一覧

図1 著者作成、図2・3・5 前掲註13、図4・6 前掲註12、図7 前掲註17、図8 前掲註20、図9 前掲註22、図10 前掲註23よりそれぞれ転載。